

インターンシップ並びに就業体験プログラム実施に関する覚書

〈企業名〉（以下「企業」という。）と〈学校名〉（以下「大学等」という。）は、〈氏名〉（以下「学生」という。）のインターンシップ並びに就業体験プログラム（以下「インターンシップ等」という。）の実施について、下記のとおり覚書を締結する。

記

第1 基本的役割

1 学生の受入れ

インターンシップ等実施期間 2027 年 月 日から 2027 年 月 日まで

企業は、上記の期間、学生をインターンシップ等生として受入れ、あらかじめ名古屋外国人雇用サービスセンター（以下「外セン」という。）に提出したインターンシップ等受入企業エントリーシートに基づき、インターンシップ等を実施することとし、その期間、学生に対して必要な指導・助言を行う。

2 大学等の指導

大学等は、学生に対し、本覚書に定める事項を周知するとともに、円滑なインターンシップ等を進めるために必要な指導等を行う。

3 企業と大学等と外センの連携

企業と大学等と外センは、インターンシップ等の実施に当たり、お互いに連携・協力を行う。

第2 インターンシップ等実施時間、参加経費及び事故への対応

1 インターンシップ等実施時間

時 分から 時 分まで（うち休憩時間 時 分～ 時 分）

2 インターンシップ等実施場所

実施場所は、原則として以下の所在地住所とする。

名称：

所在地住所：

3 参加費用等

実施中は、無報酬とする。ただし、交通費や昼食代等、労働の対価とは認められない手当を企業が負担することは差し支えない。

4 インターンシップ等実施中の事故等

(1) インターンシップ等に参加する学生は、愛知労働局が保険料を負担する賠償責任保険及び傷害保険に加入していなければならない。

(2) 学生が企業又は第三者に損害を与えた場合は、愛知労働局が保険料を負担する賠償責任保険により補償する。なお、企業及び第三者は当該保険の保険金の範囲内で学生に対する求償権を放棄する。

(3) インターンシップ等実施中の事故により学生が傷害を負った場合は、愛知労働局が保険料を負担する傷害保険により補償する。なお、大学等及び学生は当該保険の保険金の範囲内で企業に対する求償権を放棄する。

(4) 上記(1)から(3)までの保険の利用に関する手続等については、愛知労働局が行う。

5 学生の懲戒等

インターンシップ等実施に伴う学生の懲戒、賠償等に関する最終的な判断については、大学等が責任を負うものとする。

第3 インターンシップ等実施期間中の遵守事項等

- 1 インターンシップ等実施期間中、学生は企業の社員としての身分は保有しないが、企業経営の適正な運営の確保等が図られるように行動するものとし、企業の信用を失墜するような行為を行ってはならない。
- 2 学生がインターンシップ等実施期間中に企業の信用を失墜するような行為その他企業経営の適正な運営上不都合な行為を行った場合、企業は当該学生に係るインターンシップ等を打ち切ることができるものとする。
- 3 学生は、インターンシップ等実施時間中は、インターンシップ等に専念するものとし、インターンシップ等に支障が生じないよう、出社するものとする。
- 4 学生は、インターンシップ等を欠務しようとする場合は、事前に企業に申し出るものとする。やむを得ず、事前に申し出ることができない場合であっても、事後、速やかに企業に連絡するものとする。
- 5 学生は、インターンシップ等実施期間中に知ることができた秘密について、インターンシップ等実施期間中及びインターンシップ等実施期間終了後、部外者（大学等を含む。）に漏らしてはならない。
- 6 企業は、2に該当する場合のほか、インターンシップ等実施期間中の遵守事項等に従わないときはインターンシップ等を打ち切ることができるものとし、その際には速やかに大学等及び外センにその旨を通知する。

第4 協議

本覚書に定めがない事項等については、企業と大学等が協議した上で決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、企業と大学等が記名捺印の上、それぞれ1通を保管するとともに、一部複写し、当該複写を外センに提出するものとする。

202 年 月 日（企業記名捺印日）

企業名

所在地

担当者責任者氏名

印

学校名

所在地

担当責任者氏名

印